

杉谷総合司法書士事務所 ニュースレター

電話 0770-23-9044

杉谷事務所

検索

Vol. 06

2015年9月号

日本財産管理協会

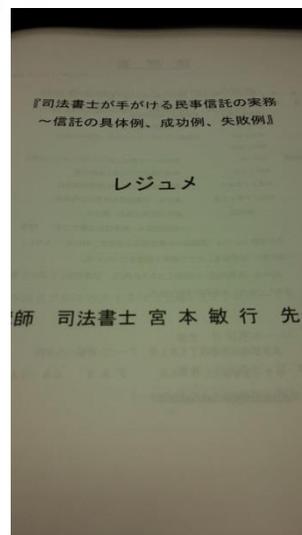
こんにちは。所長の杉谷英昭です。

日頃は当事務所をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、一般社団法人日本財産管理協会に入会し、正会員となりました。この協会は、遺言執行や銀行手続き等の遺産承継事務、その他財産管理業務を行う司法書士有志が設立した一般社団法人です。相続が発生した場合の不動産登記手続きだけではなく、今後銀行預金等の遺産承継に関する事務手続き、遺言書の作成や執行、財産管理等の業務を行うにあたり、情報収集や研修会に参加できるので入会いたしました。

実際、最近では相続、特に遺言に関する問い合わせが増えてきております。「遺言書を作っておいたら、息子たちは相続の時に揉めないの?」「節税対策として、遺言書は書いた方がいいの?」など質問は様々です。

今まで司法書士は登記だけしていればよかったのですが、そんな時代は終わりを迎えていて、これからは事前相談から始まり、遺言、生前贈与、成年後見制度、信託制度等を組み合わせて、どうすれば依頼者の思いを最大限実現できるか、その道筋をちゃんと示して手続きを進めていくことが求められてきております。



★成年後見制度について★

平成12年4月1日から施行された成年後見制度、私も今までに何十件と申立書作成の依頼を受けてきましたし、現在後見人・保佐人として引き受けている案件もあります。

本来、判断能力が衰えた人を法的に支援する制度ですが、依頼を受ける多くが不動産業者からで、今回不動産を購入するが所有者が認知症なので、後見人を付けてほしい!というものです。こういった場合、家族の方が後見人になるケースがほとんどですが、不動産売買のためだけに後見人になることはできず、原則被後見人が死亡するまで後見人としての職務が続きます。

普段認知症の方の面倒を見ている家族にしてみれば、たった1度の不動産売買のためだけに後見人なり、以後ずっと財産管理を行って、随時裁判所に報告をしないとイケないのはかなりの負担と感じられるようです。仕方がないことですが、制度発足から15年たってもまだまだ市民にこの制度の趣旨が周知されていないことが原因なのだと感じます。

■ 仕事中にふと想うこと

お盆休み

お盆休みは実家に帰省していました。お寺のことなどすることもあります。子どもの面倒を祖父母がみってくれることもあって時間的・精神的にはかなり余裕ができます。そのおかげでしょうか、驚くほどに寝てしまいました(・。・;)。

朝ご飯食べて少し昼寝、昼ご飯食べてまた昼寝、そして夜はアルコールも入ったおかげで10時には就寝という有様でして、12時間ほど眠っているのでしょうか。それでも、寝足りないと感じてしまいます。いったいどれだけ眠ることができるのか、挑戦したくなります。

おかげで、心身ともにリフレッシュできました。お盆明けからはいつも以上に元気に仕事に取り組んでおります!!

ちなみに普段は6~7時間睡眠で十分なんです。やはり気づかないところで気を張っているんでしょうし、逆にそういう状況でないとも人生も楽しくありませんね。